

今後の取組について

1 当事者や家族への制度の理解と啓発

- ・今年度に引き続き、関係団体等に差別解消法の趣旨について理解してもらい、障害者差別の意識向上を図る。
- ・団体等に加入していない人向けにもアンケート(別紙案)を行い、どのような差別事例があるかを集約し、検討する。

2 市民向けの周知・啓発

- ・広報いといがわでの周知や、弁護士会、人権団体等と連携した研修会など、障害者差別解消のための周知、啓発を行う。
- ・アンケート等で意見のあった事例について検討し、該当する団体や事業所等への研修会を実施する。

3 相談への対応

- ・相談窓口への通報があった場合、迅速な相談対応を実施する。